

## いわて花巻空港開港 60 周年記念公式ロゴマーク利用取扱規程

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、いわて花巻空港開港60周年記念公式ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を利用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (公共目的の利用)

第 2 条 公共目的によりロゴマークを利用しようとする者は、あらかじめ「いわて花巻空港開港60周年記念公式ロゴマーク公共目的利用申請書」（様式第 1 号）をいわて花巻空港開港60周年記念事業実行委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出し、その許諾を得なければならない。

2 公共目的とは、ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 資料及び無償で交付される記念品類の物品で、いわて花巻空港（以下「空港」という。）の利用促進に寄与すると認められるものに利用するとき。
- (2) 出版物で、空港の利用促進に寄与する内容を掲載するとき。
- (3) 空港の利用促進イベント等において、空港・航空に関する理解や普及を図るため、その資料等を展示するとき。
- (4) 空港の利用促進イベント等の周知を図るため、広報物等に掲載するとき。
- (5) その他委員長が空港の利用促進に寄与すると認めたとき。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、委員長の許諾を受けずに公共目的によりロゴマークを利用することができる。この場合において、ロゴマークの利用を開始したときは、速やかに、「いわて花巻空港開港60周年記念公式ロゴマーク公共目的利用届」（様式第 2 号）を委員長に提出しなければならない。

- (1) いわて花巻空港開港60周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）の構成団体
- (2) その他委員長が特に認めたもの

### (商業目的の利用)

第 3 条 商業目的（ロゴマークを商品、景品、広告宣伝等に利用する場合をいう。）によりロゴマークを利用しようとする者は、あらかじめ「いわて花巻空港開港60周年記念公式ロゴマーク商業目的利用申請書」（様式第 3 号）を委員長に提出し、その許諾を得なければならない。

### (利用の許諾)

第 4 条 委員長は、第 2 条及び第 3 条に基づく利用申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許諾するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
  - (2) 空港の信用又は品位を害するものと認められる場合
  - (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
  - (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
  - (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められる場合
  - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が利用する場合
  - (7) ロゴマークの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
  - (8) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
  - (9) 立体物で、その表現がロゴマーク等の立体物と認められない場合
  - (10) ロゴマークの定められた色、形等の利用が適当でないとして認められる場合
  - (11) 利用申請の内容又は責任の所在が不明確と認められる場合
  - (12) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
  - (13) その他委員長が不相当と認めた場合
- 2 前項の規定による許諾は、許諾番号を付した上で「いわて花巻空港開港 60 周年記念公式ロゴマーク利用許諾通知書」（様式第 4 号）をもって行うものとする。
- 3 委員長は、第 1 項の規定により許諾する場合において、利用の条件を付することができる。

#### （利用料）

第 5 条 ロゴマークの利用料は、無料とする。

#### （遵守事項）

第 6 条 ロゴマークを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された用途にのみ利用し、利用条件に従うこと。
- (2) 利用権を第三者に譲渡し、又は再利用を許諾しないこと。
- (3) ロゴマークにつき定められた色、形等を正しく利用し、規格外の展開等の応用利用はしないこと。
- (4) 原則としてロゴマークを利用する物件に許諾番号を付記すること。ただし、その形状等から許諾番号を付記することが困難である場合はこの限りでない。
- (5) ロゴマークを利用する物件の完成見本を速やかに委員長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることがで

きるものとする。

- (6) ロゴマークを利用する物件の利用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故又は苦情等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに委員長に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、委員会は一切の責任を負わない。
- (7) 利用者は、ロゴマーク等の利用に際して故意又は過失により委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を委員会に賠償しなければならないこと。

(利用期間)

第7条 ロゴマークの利用の許諾に係る期間は、ロゴマークの利用を開始する日から令和7年3月31日までとする。

(許諾内容の変更)

第8条 ロゴマークの利用者が、許諾されたロゴマークの利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「いわて花巻空港開港60周年記念公式ロゴマーク利用変更許諾申請書」(様式第5号)を委員長に提出し、その許諾を得なければならない。

- 2 前項の規定に基づき利用期間を延長する場合において、延長に係る利用期間は、令和7年3月31日を超えることができない。
- 3 第4条から第7条までの規定は、第1項及び第2項の場合に準用する。

(利用の報告)

第9条 ロゴマークを利用した者は、利用期間終了後30日以内までに、「いわて花巻空港開港60周年記念公式ロゴマーク利用報告書」(様式第6号)を委員長に提出しなければならない。

(利用状況の調査等)

第10条 委員長は、利用者に対し、ロゴマークの利用状況について調査を行い、又はその利用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(違反に対する処置)

第11条 委員長は、ロゴマークの利用がこの規程及び許諾内容に違反していると認められる場合は、その旨を通知するとともに、その是正を求めるほか、当該許諾を取り消し、当該許諾に係る物件の回収を命ずることができる。

- 2 前項による通知を受けた者は、ロゴマークの利用を直ちに中止するものとする。
- 3 第1項の規定による許諾の取消しは、「いわて花巻空港開港60周年記念公式ロゴマーク利用許諾取消書」(様式第7号)をもって行うものとする。

- 4 第1項の規定により許諾を取り消された者は、当該許諾にかかる物件においてロゴマークを利用してはならない。
- 5 第1項の規定により当該許諾に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許諾に係る物件を回収しなければならない。
- 6 委員会は、第1項の規定による許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(利用の非独占性等)

第12条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを利用する権利を付与し、又は商品、利用者等について委員会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 委員会は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用者がロゴマークを利用することに伴う経費又は役務を負担しない。

(情報の公開)

第14条 委員会は、広く利用促進を図る観点から、ロゴマークの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの利用の取扱いについて必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年1月22日から施行する。